

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について [令和3年9月分]

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20210927	株式会社イクス (法人番号 1400001008521) 代表者村井幸治	岩手県盛岡市永井 17地割70番地20	本社営業所	岩手県盛岡市永井17 地割70番地20	輸送施設の使用停止 (40日車)、文書 警告	貨物自動車運送事 業法第17条第4項	令和2年10月8日及び28日、監査方針を端緒として 監査を実施した結果、6件の違反が認められた。 (1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸 送安全規則(以下「安全規則」)第7条第2項)、(2) 乗務等の記録義務違反(安全規則第8条)、(3)運 転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10 条第1項)、(4)初任運転者に対する指導監督義務 違反(安全規則第10条第2項)、(5)初任運転者に 対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条 第2項)、(6)運行管理者の講習受講義務違反(安 全規則第23条第1項)	4	4
20210927	株式会社増一商事 (法人番号 4030001018200) 代表者齋藤増男	埼玉県さいたま市岩 槻区大字笹久保新 田1040番地1	東北営業所	岩手県一関市川崎町 崎字渡戸149-3	輸送施設の使用停止 (60日車)、文書 警告	貨物自動車運送事 業法(以下「法」)第 17条第1項第1号、 法第17条第4項	令和2年9月18日、監査方針を端緒として監査を 実施した結果、6件の違反が認められた。(1)乗務時 間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸 送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2) 点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2 項、第3項)、(3)乗務等の記録保存義務違反(安 全規則第8条)、(4)運行記録計による記録義務違 反(安全規則第9条)、(5)運行指示書の作成義務 違反(安全規則第9条の3第1項)、(6)運転者に対 する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	6	6
20210927	合同会社スマイルエ クスプレス (法人番号 9410003002844) 代表者佐藤智弥	秋田県能代市河戸 川字大須賀14	仙台営業所	宮城県仙台市宮城野 区鶴巻1丁目17-5	輸送施設の使用停止 (30日車)、文書 警告	貨物自動車運送事 業法(以下「法」)第 17条第1項1号、法 第17条第4項	令和2年9月17日及び10月9日、監査方針を端緒と して監査を実施した結果、4件の違反が認められ た。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動 車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3 条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(安全規則第 7条第1項、第2項)、(3)運行記録計による記録義 務違反(安全規則第9条)、(4)運転者に対する指 導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	3	3
20210930	丸松運輸有限会社 (法人番号 6420002008794) 代表者鈴木宏造	青森県八戸市大字 妙字大開92番地1	本社営業所	青森県八戸市大字妙 字大開92番地1	輸送施設の使用停止 (210日車)、文書 警告	貨物自動車運送事 業法(以下「法」)第 17条第1項第1号、 法第17条第4項	令和2年9月29日及び令和3年2月8日、監査方針を 端緒として監査を実施した結果、8件の違反が認 められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨 物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規 則」)第3条第4項)、(2)疾病・疲労等のおそれの ある乗務(安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施 義務違反(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)、 (4)点呼の記録義務違反【不実記載】(安全規則第 7条第5項)、(5)運転者に対する指導監督義務違 反(安全規則第10条第1項)、(6)運転者に対する 指導監督の記録違反【不実記載】(安全規則第10 条第1項)、(7)高齢運転者に対する指導監督義務 違反(安全規則第10条第2項)、(8)高齢運転者 に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条 第2項)	21	21
20210930	有限会社葎輸送システ ム (法人番号 9420002015557) 代表者村元毅	青森県黒石市大字 上十川字大野六番 40	本社営業所	青森県黒石市大字上 十川字大野六番40	輸送施設の使用停止 (30日車)、文書 警告	貨物自動車運送事 業法(以下「法」)第 17条第1項第1号、 法第17条第4項	令和2年10月13日、監査方針を端緒として監査を 実施した結果、6件の違反が認められた。(1)乗務 時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業 輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、 (2)点呼の実施義務違反【一部実施不適切】(安全 規則第7条第1項、第2項)、(3)点呼の実施義務違 反(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)、(4)運 行指示書の記載事項義務違反(安全規則第9条の 3第2項)、(5)運転者に対する指導監督義務違反 (安全規則第10条第1項)、(6)高齢運転者に対 する指導監督義務違反(安全規則第10条第2項)	3	3

※事業者点数は、行政処分等の年月日時時点で事業者(東北運輸局管内のすべての営業所)に付されている点数の総和を表す。